

静岡県告示第552号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年6月11日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月11日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
伊東西伊豆線	A工区 伊豆市市山字大畑1095番の18 B工区 伊豆市市山字大畑1095番の19	令和3年6月11日